11　紛争解決等業務の状況 (1)　苦情処理手続の実施状況 ア　[略] イ　苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） [表略] （記載上の注意） 1　「類型」には、苦情処理手続を実施した銀行業務等関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。 2　[略] ウ　[略] (2)　紛争解決手続の実施状況 [ア・イ　略] ウ　紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件） [表略] （記載上の注意） 1　「類型」には、紛争解決手続を実施した銀行業務等関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。 [2・3　略] エ　[略] [(3)・(4)　略] [12・13　略]	11　紛争解決等業務の状況 (1)　苦情処理手続の実施状況 ア　[同左] イ　苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件） [同左] （記載上の注意） 1　「類型」には、苦情処理手続を実施した銀行業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。 2　[同左] ウ　[同左] (2)　紛争解決手続の実施状況 [ア・イ　同左] ウ　紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件） [同左] （記載上の注意） 1　「類型」には、紛争解決手続を実施した銀行業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。 [2・3　同左] エ　[同左] [(3)・(4)　同左] [12・13　同左]
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第十条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第三条**　[略] 2　法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項、第九項又は第十一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号及び第四号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項、第百六十九条の三第一項第一号、第百六十九条の四第六号並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。	（電磁的記録に記録された事項を表示する方法） **第三条**　[同上] 2　法第八十九条第一項、第三項、第五項、第七項又は第九項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号及び第五項、第五十三条第四項、第六十四条第三項第二号の三、第七十条第五項第八号、第九十九条の四第一項、第百三十七条の二第一項、第百三十七条の三第三号、第百四十三条第四号、第百四十九条第二項並びに第百七十条の十二第二号を除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の五十一第二項に規定する内閣府令で定める措置は、これらの規定の電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。